

# 小規模多機能型居宅介護事業所

(介護予防小規模多機能型居宅介護事業所)

## 『やすらぎの里金井』 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

( 山形市指定 第0690100078号 )

### 目 次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 緊急時における対応方法
10. 事故発生時に対する対応方法
11. 非常災害時の対応方法
12. 拘束禁止及び人権擁護について
13. 高齢者虐待防止について
14. 守秘義務及び個人情報の保護について
15. 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について
16. サービス利用にあたっての留意事項

## 1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 妙光福祉会
(2) 法人所在地	山形県山形市蔵王上野字南坂920番地
(3) 電話番号	023-688-6266
(4) 代表者氏名	理事長 柳生 法雄
(5) 設立年月	昭和59年 9月27日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所) 平成19年 4月25日 山形市指定0690100078号
(2) 事業所の目的	利用者が住み慣れた自宅や地域で可能な限り暮らし続けられるような支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
(3) 事業所の名称	やすらぎの里金井
(4) 事業所の所在地	山形県山形市内表東1番地
(5) 電話番号	023-681-5711
(6) 管理者氏名	柳生 弘充
(7) 当事業所の運営方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を続けられるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
(8) 開所年月	平成19年 5月 1日
(9) 登録定員	21名 (通いサービス12人、宿泊サービス9人)
(10) 第三者評価の有無	なし

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実施地域 山形市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	毎日 7時～21時
宿泊サービス	毎日 21時～7時
訪問サービス	24時間

### 4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	指定基準	配 置	職務の内容
施設長（兼務）		1 (1)	施設の管理・運営の責任者
管理者（兼務）	1	1 (1)	施設及び従事者の管理を行います。
介護支援専門員（兼務）	1	2 (2)	サービスの調整、相談業務等を行います。
看護員	3 : 1 + 1 (5)	1	健康状態の維持及び疾病の早期発見と予防に努めます。
介護員（兼務）		7 (1)	介護や日常生活全般の世話等を行い、健康状態の維持及び疾病の早期発見と予防に努めます。

その他の職員として、事務担当者、営繕関係者等を配置しております。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 务 体 制	
施設長（管理者）	勤務時間	8時30分～17時30分
介護支援専門員	勤務時間	8時30分～17時30分
看護員兼機能訓練指導員	勤務時間	8時30分～17時30分
介護員	勤務時間 A2 勤務 F1 勤務 D1 勤務	6時45分～15時45分 10時00分～19時00分 12時15分～21時15分
	夜間の勤務時間 W1(夜勤) 宿直	21時00分～ 7時00分 17時30分～ 8時30分

※利用者の状況に応じた勤務時間を設定します。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 介護保険給付対象となるサービス

#### 〈サービスの概要〉

##### ア) 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

###### ① 食事

- ・ 利用者の心身状態に応じた形態（常食、粥食、きざみ食等）の食事を提供します。
- ・ 必要な方には、食事摂取時の介助を行います。

###### ② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

###### ③ 排せつ

利用者の状況に応じて、適切な排せつの介助を行います。

###### ④ 機能訓練

利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

###### ⑤ 健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

###### ⑥ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

送迎の施設出発時間は、迎え 9:00～10:00、送り 16:00～17:00 が原則となります。上記の時間以外の利用については、ご家族の方からの送迎の協力をお願いしています。

##### イ) 訪問サービス

###### ① 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話を行います。

###### ② 訪問サービス実施のための必要な備品（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

###### ③ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ・ 医療行為
- ・ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動等
- ・ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

##### ウ) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等日常生活上の世話を行います。

## 〈利用料金〉

### 1 (介護予防) 介護保険給付内利用料金

#### (1) 基本料金

要介護度	要支援 1	要支援 2
利用料金	34,500 円	69,720 円
自己負担 1 割	3,450 円	6,972 円
自己負担 2 割	6,900 円	13,944 円
自己負担 3 割	10,350 円	20,916 円

#### (2) 加算

加 算 名	単 位	内 容
初期加算	30 単位/日 1 割負担 (30 円) 2 割負担 (60 円) 3 割負担 (90 円)	登録日から起算し 30 日以内の期間及び 30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合
中山間地域等における 小規模事業所加算	介護報酬 × 10 % × 負担割合	
介護職員等処遇改善加算 II	介護報酬 + 対象加算 × 22.4 % × 負担割合	

### 2 介護保険給付外利用料金

以下の利用料金は、全額利用者の負担となります。

項 目	利 用 料 金	備 考
朝食	325 円	利用者に提供する食事に要する費用
昼食	620 円	利用者に提供する食事に要する費用
夕食	500 円	利用者に提供する食事に要する費用
宿泊代	2,800 円	利用者の宿泊に要する費用一泊あたり
その他	実費	その他利用者に係る費用

## 1 介護保険給付内利用料金

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の基本料金表の要介護度に応じた金額（利用者負担額）をお支払い下さい。

### （1）基本料金

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
自己負担1割	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円
自己負担2割	20,916円	30,740円	44,718円	49,354円	54,418円
自己負担3割	31,374円	46,110円	67,077円	74,031円	81,627円

### （2）加算

加算名	単位	内容
初期加算	30単位/日 1割負担(30円) 2割負担(60円) 3割負担(90円)	登録日から起算し30日以内の期間及び30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合
看護職員配置加算Ⅱ	700単位/月 1割負担(700円) 2割負担(1,400円) 3割負担(2,100円)	常勤の准看護師1名以上配置
認知症加算Ⅲ	760単位/月 1割負担(760円) 2割負担(1,520円) 3割負担(2,280円)	常時介護を必要とする認知症の方
認知症加算Ⅳ	460単位/月 1割負担(460円) 2割負担(920円) 3割負担(1,380円)	常時見守りを必要とする認知症の方
中山間地域等における小規模事業所加算	介護報酬×10%×負担割合	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護報酬+対象加算×22.4%×負担割合	

## 2 介護保険給付外利用料金

以下の利用料金は、全額利用者の負担となります。

項目	利用料金	備考
朝食	325円	利用者に提供する食事に要する費用
昼食	620円	利用者に提供する食事に要する費用
夕食	500円	利用者に提供する食事に要する費用
宿泊代	2,800円	利用者の宿泊に要する費用一泊あたり
その他	実費	その他利用者に係る費用

## (2) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・利用料は毎月末締めとし、翌月10日以降に一括請求とさせていただきます。  
郵便振替もしくは銀行振替にてお支払いください。

〈口座振替の場合〉

銀行振替	きらやか銀行	翌月26日振替
	上記以外の金融機関	翌月26日振替
郵便振替	全国共通	翌月20日振替

〈銀行振込の場合〉

〔お振込み先〕
きらやか銀行 山形南支店 普通口座No.1045818
やすらぎの里金井 小規模多機能型居宅介護事業所
施設長 柳生 法雄

## (3) 利用中止、変更、追加

利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、追加することができます。

この場合は原則としてサービス実施日の前日までにお申し出ください。万が一当日になつて利用の中止を申し出された場合は、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

## (4) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者1人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者またはご家族と相談の上小規模多機能型居宅介護計画を定め、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者またはご家族に説明の上交付します。

## 6. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

〔担当者〕 嶋倉 美和

〔職名〕 小規模多機能型居宅介護事業所 主任介護員

〔電話〕 023-681-5711

○ 受付時間：毎週月曜日～金曜日（土日祝日及び年末年始12/31～1/3は休み）

8時30分～17時30分

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

山形市役所福祉推進部 介護福祉課 指導監査課	山形市旅籠町2丁目3-25 023-641-1212
山形県国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6番地 0237-87-8000
山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町2-3-31 023-622-5805

## 7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

### 〈運営推進会議〉

構 成：利用者又は利用者のご家族、金井地区住民の代表者、

地域包括支援センター職員

小規模多機能型居宅介護について知見を有する者。

開 催：おおむね2カ月に1回

## 8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

### 〈協力医療機関・施設〉

長谷川医院 所在地：山形市印役町2-1-2

電 話：023-631-7874

独立行政法人国立病院機構山形病院

所在地：山形市行才126-2

電 話：023-684-5566

介護老人福祉施設 蔵王やすらぎの里

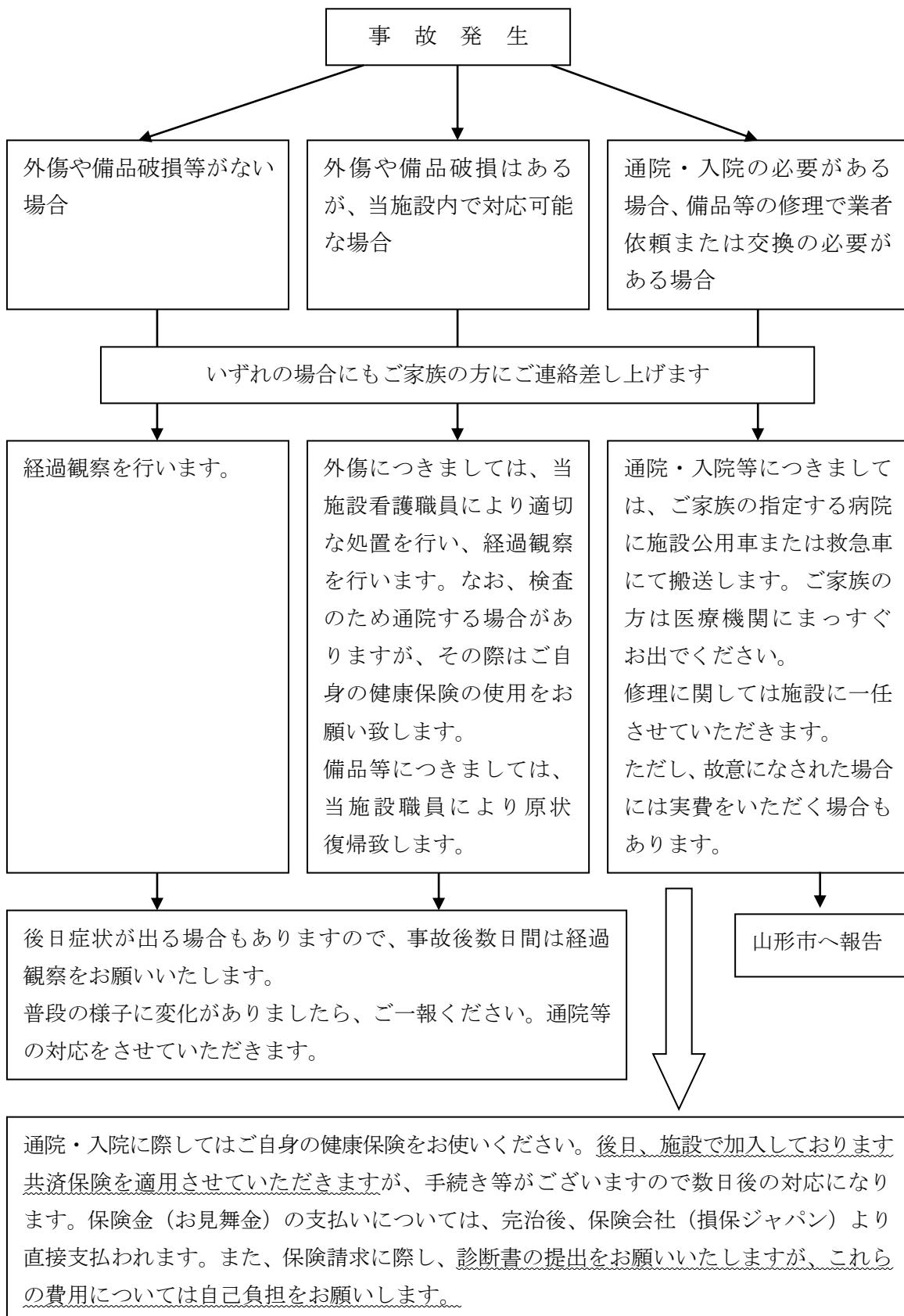
所在地：山形市蔵王上野字南坂920番地

電 話：023-688-7022

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の変更等の緊急事態が発生した場合、速やかにご家族、利用者の主治医に連絡いたします。

## 10. 事故発生時の対応方法



## 11. 非常災害時の対応方法

サービス利用中に火災・自然災害等が発生した場合は、消防計画及び自営消防隊の組織に基づき適切な判断のもと速やかに各関係機関に連絡通報すると共に、職員の誘導により安全な場所に避難を行います。尚、その後は警察・消防等の連携をもとに対応します。また別途に定める消防計画に則り災害を予測した防災訓練にも参加していただきます。

## 12. 拘束禁止及び人権擁護について

平成11年3月31日付の厚生労働省令「身体拘束の禁止」規定により緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及び行動を制限する行為は行いません。そのために、転倒による骨折やケガをされる危険性の高い利用者には、ご家族の方も含めて話し合いご理解を得られるようになります。

## 13. 高齢者虐待防止について

事業者は利用者の方への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた対応を致します。

## 14. 守秘義務及び個人情報の保護について

- (1) 利用者及びご家族の個人情報の収集については、利用目的達成のため最低限度行い、法令の定めに基づく場合以外は、その都度利用者やご家族から同意を得て提供します。
- (2) 利用者及びご家族の個人情報については適切に保管し、当初の目的を達成し法で定められている保管期間を超えた場合は、外部漏洩しないよう適切に破棄します。

## 15. 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

社会福祉法人妙光福祉会は、多くの皆様にご利用していただくために、社会福祉法人軽減制度を取り入れております。

## 16. 身元引受人及び連帯保証人の設定

利用者は、契約の有効期間中に事理弁識能力（自分で物事を判断したり決定する能力）の欠く場合に備えて、利用者の家族等を予め身元引受人及び連帯保証人に定めます。

契約時すでに事理弁識能力を欠いている場合には、この契約は身元引受人と締結します。

身元引受人は、利用者が契約を解除した場合、利用者の身柄及び残置物を引き取ります。

連帯保証人は、利用者の有効期間中の金銭に関する事項について責任を負います。

なお、連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金50万円とします。

民法第465条の2（個人根保証契約の極度額の設定）

## 17. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際は、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
- (3) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。

- (4) 所持金品は、自己責任で管理して下さい。
- (5) 事業所内での他の利用者の対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- (6) ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等)行為をしないで下さい。  
例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等。
- (7) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載しないで下さい。
- (8) その他、管理上必要なことについてご理解下さい。

## 18. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証（令和7年3月1日認証更新）

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書を2部作成し、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要事項を説明し、そのうち1部を交付しました。

事業所	所在地	〒990-0878 山形県山形市内表東1番地
	名 称	やすらぎの里金井
	説明者	印

私は、契約書及び本書面により、事業所から小規模多機能型居宅介護サービスについての重要事項の説明を受け、1部を受領しました。

利用者氏名	印
身元引受人氏名	印
連帯保証人氏名	印

本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・捺印し、これをもって契約開始となります。